

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 6 年 8 月 20 日 (火) 13 時 30 分～14 時 30 分
- (2) 場 所 兵庫県民会館 301 会議室 (対面・オンライン併用)

2 出席委員の氏名

海道 俊明、島村 健、田中 俊昭、玉置 慎一、水谷 恭子、山田 道子

3 出席した職員の職及び氏名

総務部次長	増澤 清嗣
市町振興副課長	荻 裕之
市町振興課 企画班 主幹	北平 高章
副主任	久保田 翔

4 会議に付した案件

- (1) 準法定事務の創設に伴う独自利用事務の見直し (審議事項)
- (2) 本人確認情報提供事務等を取り巻く状況 (報告事項)

5 会議の要旨

事務局より、「準法定事務の創設に伴う独自利用事務の見直し」及び「本人確認情報提供事務等を取り巻く状況」の説明を行った。

【概 要】

**(1) 準法定事務の創設に伴う独自利用事務の見直しについて**

(事務局)

令和 5 年 6 月 9 日に住民基本台帳法が改正され、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供並びに利用可能な法定事務、具体的には法律別表で定められた事務になるが、それらの事務に準ずる事務として、「準法定事務」が設けられ、先般、令和 6 年 5 月 27 日に、具体の事務が省令によって規定されたところ。

これに伴い、準法定事務と重複する条例 (本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例 (平成 16 年兵庫県条例第 12 号)。以下同じ。) に規定の「独自利用事務」の規定を見直すこととし、次の 9 月県議会で改正条例案を上程する予定にしている。

独自利用事務の規定を見直す事務は、先般、庁内の調査が終わり、資料記載の 3 つの事務について、見直しを考えているところ。

高等学校等の「学び直し支援金給付事務」並びに「奨学金給付事務」については、準法定事務が独自利用事務を網羅していることから、いずれも条例から削除する。

一方、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等については、独自利用事務のうち準法定事務に一部ない事務もあることから、条例の規定を一部削除する予定としている。具体には、返還金の事務や徴収金の事務について、一部、独自利用事務として条例の方に残る予定ということで考えている。

(委員)

条例について、具体的にどこを削除してどこを一部削除するのかを説明いただきたい。

(事務局)

条例別表第2のうち、31、32については全部削除する予定。29の外国人に対する生活保護法については、その後段部分「保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務」が準法定事務にはないため、この部分だけを残して、前段の部分については削除する予定としている。

また、条例別表第3、執行機関をまたがって情報提供する場合の規定だが、このうち(6)(8)のいずれも削除することとしている。

(委員)

該当する省令の規定は、参考資料14、15ページの下線部分が該当すると理解してよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

外国人に対する生活保護法の返還や徴収に関して、条例に残ると説明があったが、確認すると、省令でも掲げられている。その理由を教えてください。

(事務局)

県では外国人に対する生活保護の実施について住基が使えるということで条例を設けており、具体的には規則に委任しているが、規則の方では、生活保護を受けた方の相続人などについても住基ネットで本人確認情報が確認できることになっている。その部分が国の準法定事務では規定されていないため、独自利用事務で定める条例の範囲の方が広がっており、相続人などの本人確認情報ができる部分が一部残るという形になる。

(委員)

相続人などについては、省令で拾い損ねているのか、あるいはあえて条例に残しているのか、理由を教えてください。

(事務局)

県で、以前、本人確認情報を利用提供できる事務について全般的に見直した際に、生活保護の相続人に対する徴収金や返還金以外についても、いわゆる債権管理をするために、本人確認情報を活用した方が望ましいだろうということで、返還金や徴収金に関する広く様々な事務について、本人確認情報を利用できるように見直した中で、相続人などにまで広げて利用できるようになっていた。

その部分で、どうしても省令の方がそこまで追いついてないというような状況で、条例の方が広く利用できるような状況になっている。

(委員)

規則の方で定められている部分ということであれば、もし今規則があればその部分を読んでいただくことはできるか。

(事務局)

規則が手元にないため、改めてメールでお伝えさせていただきたい。

## **(2) 本人確認情報提供事務等を取り巻く状況について**

(事務局)

「1 本人確認情報提供事務等を取り巻く状況」について。本人確認情報提供件数は近年増加傾向にあり、令和4年度には約14億件に上っており、住民の利便性向上、行政の効率化に貢献しているものと考えている。当然のことではあるが、情報提供事務の利用拡大やマイナンバーの利用開始に伴って、顕著に増加している状況である。

そのような足下の状況において、新型コロナウイルス感染症での課題や教訓を踏まえ、人口減少社会を見据えたデジタル社会の推進を図るため、様々な施策が予定されているところ。

主なものとして、一つに「マイナンバーの利用シーン拡大」、二つに「住基ネット利用事務の拡大」、三つに「三層分離の廃止」、四つに「柔軟な働き方への対応」である。詳細は後ほど説明するが、これらの施策を通じて、本人確認情報の提供件数、利用シーンが更に拡大することが予測されており、加えて、様々な勤務場所、業務端末での個人情報の取扱いが拡大することが予想されている。

今後、本審議会において、本人確認情報等の利用提供のあり方、あるいは安全確保等について審議いただくことも想定されることから、時期は少し先になるものと思われるが、このたびの審議会では本人確認情報提供事務等を取り巻く環境について、委員の皆さまと認識を共有させていただければと考えている。

個々の状況について、資料に沿って、かいつまんで説明する。

「2 マイナンバー法等の一部改正法」の概要について。デジタル社会の促進を図るため、先ほど審議事項で説明した「準法定事務の創設」その他様々な改正が行われている。その一つ、赤色の枠線で囲んでいるところ、今般、社会保障・税・災害対策以外への利用拡大、それから国家資格等への利用が予定されている。

「3 社会保障制度等以外における利用拡大」について。国においては、2024年度、今年度中に、マイナンバー制度の利用可能性に関して省庁網羅的な調査を実施し、次期通常国会への法案提出が予定されている。これに伴い、マイナンバーを利用する、あるいは情報連携する事務が拡大することが予定されている。

「4 国家資格等のデジタル化」について。資格の申請や照会を、マイナポータルや公的個人認証を活用したデジタル化に対応させていくことが予定されている。そのため、国家資格等情報連携・活用システムと住基ネットとの連携が必要となる。

税・社会保障関連の32資格について、来年度、令和7年度のサービス開始に向けて、住基ネット等との連携作業に順次取り組むこととされている。本県においても、都道府県が名簿を管理する栄養士・保育士・介護支援専門員の3つの資格について、現在、関係課と協議を進めているところである。できるだけ速やかに住基ネットとの連携を進めていきたいと考えている。

次ページでは、都道府県が名簿を管理する3資格に関する情報をまとめている。いずれの資格においても、現在のところ住基端末は所管課に設置していない状況にある。名簿登録数や毎年度の資格取得者は多数に上ることから、今後所管課においては、名簿管理の場面において、本人確認情報の利用機会が一定規模で生じうるのではないかと考えている。

現在、本庁においては、業務端末を設置している所属は、産業保安課と疾病対策課、それから市町振興課の3課のみとなっている。それら以外の所属において住基ネットを利用する場合、市町振興課まで来て、市町振興課職員立ち会いの下で作業する運用となっている。今後、本人確認情報等をシステムで確認する機会は、デジタル化の促進に伴って増加していくことも予想されているため、住基端末の配置の見直しについても、今後一定程度考えていく必要があると考えている。

「5 住基ネット利用事務の拡大」について。これまで、住基ネットの利用拡大に当たっては、地方分権提案の中で、自治体から個別に提案のあった事務について、国において検討のうえ事務が拡大されてきたが、今般、デジタル社会の促進に向け、国において分野横断的に見直すこととし、現在、国において悉皆調査が行われている。

すでに各府省を対象とした調査は完了し、現在、自治体を対象に調査を進めているところ。本県においても、総務省からの照会を受け、現在、全庁的に洗い出しの作業を行っているところである。

「6 三層分離の廃止」について。これまで、地方自治体のセキュリティ対策については、マイナンバー利用事務、LGWAN 接続系、それからインターネット接続系の三層に分離することによって、セキュリティの確保を図ってきたところだが、2030年に向けて三層分離を廃止することが予定されている。

次ページに参考ではあるが、デジタル大臣の記者会見要旨を抜粋して掲載している。最後の段落のところだが、三層分離対策を廃止することで、一人一台のパソコンで効率的に業務あるいはテレワーク等の柔軟な働き方の実現に向けて、今後取り組んでいくことが予定されている。今後、このあたりが住基の作業においてどのように影響するかというのは、状況をつぶさに見ていく必要があると考えているが、セキュリティ対策自体も、大きく見直しが進められる予定である。

「7 柔軟な働き方への対応（テレワークの取組等）」について。本県では、将来の本庁舎建替後の4割出勤を見据え、在宅勤務を積極的に活用できる環境整備に取り組んでいる。具体には、これまで在宅勤務対象を順次拡大するとともに、在宅勤務であっても県のネットワークに接続して効率的に作業ができるように、「テレワーク兵庫」というシステムを整備し、また、家でも不自由なく業務ができるよう、Wi-Fi 搭載のモバイルパソコンの確保などにも努めてきたところ。

加えて、本庁舎や自宅以外での勤務も可能となるようサテライトオフィスなどサードプレイスの確保とトライアル実施を行っており、コロナ禍が明けた以降も、在宅勤務が徐々に定着、浸透してきている状況にある。

最後に、「8 スケジュール」について。マイナンバー及び住基ネットの利用拡大については、先ほど説明したとおり、国が、夏ごろまでに利用事務の調査を進め、来年の通常国会に改正法案を提出する予定となっている。これに伴って、マイナンバー、住基の利用事務が拡大すると考えているところ。

また、国家資格等へのマイナンバー活用については、現在、市町振興課を中心に、デジタル改革課、関係課と協議を進めているところ。速やかな作業実施に向けて作業を進めてまいり

たい。

三層分離の廃止や県庁舎の移転など本人確認情報の提供のあり方に影響が生じるハード整備については、現時点では不透明なところもあるが、今後のスケジュールを注視し、所管課の取組について可能な限り情報収集しながら、本人確認情報利用事務に支障がないよう、作業を進めてまいりたい。

今後、本人確認情報の提供のあり方や安全確保に関して本審議会でご審議いただくことも視野に、引き続きこれらの取組の進捗状況について随時報告、共有させていただきたいと考えているため、引き続きよろしく願います。

(委員)

三層分離の廃止ということだが、セキュリティは十分確保されるのか。

(事務局)

国の方ではすでに三層分離ではなく、違う形でセキュリティを確保しており、今後、国と地方のネットワーク基盤を共用化するに当たっては、従来の地方は三層分離、国はそうでないということから脱却し、国のセキュリティに準じた形で準備を進めていくことになる。国の方でもセキュリティは十分に確保できているので、それに倣った形でのセキュリティ確保を予定していることになる。

(委員)

ゼロトラストアーキテクチャを説明していただきたい。

(事務局)

三層分離によってそれぞれのネットワーク系を分離し境界でセキュリティを確保していくというより、むしろ、信頼できるものは何もないという前提に立って、その上で、どうセキュリティ対策を考えていくかということで、考え方自体が大きく変わるというところで、今後、そういう考え方に立ち、デジタル改革課などと協議しながら、国の動向も見据えつつ、十分なセキュリティ確保に努めてまいりたい。

(委員)

テレワークの取組や県庁舎以外での働き方も進んでいるという話だったが、このあたりの環境で働く際のセキュリティ確保はどのように図られているのか。

(事務局)

セキュリティ面については、主にデジタル部局が中心となって取り組んでいるが、サードプレイスや自宅での勤務については、一定のセキュリティが確保できるよう「テレワーク兵庫」システムをデジタル改革課が運用しており、それを経由し県のシステムの方にアクセスして作業を行っており、そこで、一定のセキュリティが確保されていると理解している。

(委員)

それは国として取り組んでいるものというよりは、兵庫県としてそういうものを導入して

いるという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

三層分離を廃止し、今後ゼロトラストアーキテクチャに移行していくという話だが、ゼロトラストアーキテクチャ自体はここ数年でキャッチーな言葉として出てきているが、ゼロトラストアーキテクチャは概念に近いので、人によって言うことも異なるし、場合によっては境界型は維持しながらゼロトラストアーキテクチャを導入すると主張する人もおり、具体的なイメージがわかりづらいと思っている。

どのようなセキュリティ対策がなされるべきか、強化されるべきなのか、利便性はどうか考慮されるのかなど、システム更改に関わる話で、多くの税金が投入されるのではないかと考えているので、そのようなことを、今後、住民にわかりやすく説明できると良いのではと考えているので、よろしく願います。

(事務局)

了解した。